

特定非営利活動法人 地域生活相互支援 大山田ノンフェール・くらねえ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 地域生活相互支援 大山田ノンフェール・くらねえという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県那須郡那珂川町大山田上郷203番地に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を栃木県那須郡那珂川町大山田下郷955番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、すべての人が参加可能なまちづくり事業を推進し、生活するうえで何らかの支援を必要とする人々に対して、様々な生活支援及び自立支援に関する事業を通して、困難や「障がい」をこえて社会参加できるようにその運動を拡充することで地域文化と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
 - ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
 - ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉相談事業
 - ⑤ 前条の活動に資する交流施設の運営及び出版事業
 - ⑥ かわせみ珈琲店
 - ⑦ ノンフェールステンドグラス工房
 - ⑧ ノンフェール手仕事工房
 - ⑨ 那須地人協会
 - ⑩ 工房 りすの家

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員、この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人および団体
- (2) 賛助会員、この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援する個人および団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人

2 理事のうち1人を代表理事、1人を副代表理事とし、常務理事3人以内を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 常務理事は、理事会の承認を得て、理事の中から選任する。
- 4 役員は法第20条に適合し、その構成は、法第21条に適合しなければならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づいて、この法人の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければな

らない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更の承認
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったと

き。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面または電子メールでの表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面または電子メールでの表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議

決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない

ない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て選定する。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代表理事 野毛 一起
副代表理事 相馬 心平
常務理事 山田 英津子
監 事 奥村 昌也
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会の日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日からこの法人が成立する年の事業年度の最後の日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 正会員個人	年会費	5,000 円
② 正会員団体	年会費	10,000 円
③ 賛助会員個人	年会費	3,000 円
④ 賛助会員団体	年会費	10,000 円

附則

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

これは当法人の定款である。

栃木県那須郡那珂川町大山田上郷 203 番地
特定非営利活動法人 地域生活相互支援 大山田ノンフェール・くらねえ
理事 山田英津子

2023 年度事業計画書
(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)

特定非営利活動法人 地域生活相互支援
大山田ノンフェール・くらねえ

I 事業実施の方針

1) 事業内容

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
フリースペース(談話室のんびり屋)、パソコンサークル、ダンスサークル、木工・折り紙サークルの
実施
により、居場所作りや日中活動をおこなう。
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
自立訓練廃止に伴い、事業休止。
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
障害福祉サービス利用を検討している方に対しての相談の実施、及び障害福祉サービス利用者
へのサービス等利用計画の作成。
精神科医、カウンセラーによる相談事業を実施。
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉相談事業
那珂川町からの委託により実施。町内在住者で社会福祉に関する内容における相談の実施、及
び福祉相談対象者に対する生活支援のため、定期的な面談や訪問の実施。
- ⑤ 前条の活動に資する交流施設の運営及び出版事業
前条の活動に照らして、他団体や個人との交流、及び交流のためのシェアハウスの運営。また、出
版物の作成。
- ⑥ かわせみ珈琲店
飲食店業としてのかわせみ珈琲店運営。また、地域での相談窓口として、上記福祉事業と兼ねて
運営。
- ⑦ ノンフェールステンドグラス工房
ステンドグラスの制作、及びステンドグラス教室の運営。
- ⑧ ノンフェール手仕事工房
型染め、草木染め、織物などによる制作。ワークショップの開催。
- ⑨ 那須地人協会
水稻、野菜、ハーブなどの栽培と農産物の販売。
- ⑩ 工房 りすの家
ノンフェールステンドグラス工房、ノンフェール手仕事工房で制作した品物の販売。

2) 実施体制の整備

- ① 会員との相互交流により、広範に充実した日中作業及び日中活動ができる体制作り。
- ② 記録の整備等適切な書類の整備のため事務局体制の継続。

II 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲 及び予定人数
① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	日中一時支援	水/金/日 10時～16時	旧大山田 小学校	5～6人	那珂川町及び那須烏山市住民 約10名
② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	事業休止				
③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業	相談支援	月/木/金/土/日 9時～17時	旧大山田 小学校	2人	那珂川町及び那須烏山市住民 約10名
④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉相談事業	相談支援	月/木/金/土/日 9時～17時	旧大山田 小学校	2人	那珂川町住民 約10名
⑤ 前条の活動に資する交流施設の運営及び出版事業	シェアハウス 運営	通年	大山田上郷	2人	NPO 会員 約50名
⑥ かわせみ珈琲店	事業予定なし	木/金/土 11時～3時30分	旧大山田 小学校	2～3人	那珂川町及び近隣市町住民
⑦ ノンフェールステンドグラス工房	事業予定なし	月/水/木/金/土/日 10時～16時	旧大山田 小学校	2～4人	那珂川町及び近隣市町住民 約10名
⑧ ノンフェール手仕事工房	事業予定なし	月/水/木/金/土/日 10時～16時	旧大山田 小学校	3人	那珂川町及び近隣市町住民 約10名
⑨ 那須地人協会	事業予定なし	月/水/木/金/土/日 10時～16時	大山田上郷	2～3人	那珂川町及び近隣市町住民
⑩ 工房 りすの家	事業予定なし	水/木/金/土/日 13時～17時30分	那珂川町 馬頭	5人	那珂川町及び近隣市町住民

2024 年度事業計画書
(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

特定非営利活動法人 地域生活相互支援
大山田ノンフェール・くらねえ

I 事業実施の方針

1) 事業内容

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
フリースペース(談話室のんびり屋)、パソコンサークル、ダンスサークル、木工・折り紙サークルの
実施
により、居場所作りや日中活動をおこなう。
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
自立訓練廃止に伴い、事業休止。
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
障害福祉サービス利用を検討している方に対しての相談の実施、及び障害福祉サービス利用者
へのサービス等利用計画の作成。
精神科医、カウンセラーによる相談事業を実施。
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉相談事業
那珂川町からの委託により実施。町内在住者で社会福祉に関する内容における相談の実施、及
び福祉相談対象者に対する生活支援のため、定期的な面談や訪問の実施。
- ⑤ 前条の活動に資する交流施設の運営及び出版事業
前条の活動に照らして、他団体や個人との交流、及び交流のためのシェアハウスの運営。また、出
版物の作成。
- ⑥ かわせみ珈琲店
飲食店業としてのかわせみ珈琲店運営。また、地域での相談窓口として、上記福祉事業と兼ねて
運営。
- ⑦ ノンフェールステンドグラス工房
ステンドグラスの制作、及びステンドグラス教室の運営。
- ⑧ ノンフェール手仕事工房
型染め、草木染め、織物などによる制作。ワークショップの開催。
- ⑨ 那須地人協会
水稲、野菜、ハーブなどの栽培と農産物の販売。
- ⑩ 工房 りすの家
ノンフェールステンドグラス工房、ノンフェール手仕事工房で制作した品物の販売。

2) 実施体制の整備

- ① 会員との相互交流により、広範に充実した日中作業及び日中活動ができる体制作り。
- ② 記録の整備等適切な書類の整備のため事務局体制の継続。

II 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲 及び予定人数
① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	日中一時支援	水/金/日 10時～16時	旧大山田 小学校	5～6人	那珂川町及び那須烏 山市住民 約10名
② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	事業休止				
③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業	相談支援	月/木/金/土/日 9時～17時	旧大山田 小学校	2人	那珂川町及び那須烏 山市住民 約10名
④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉相談事業	相談支援	月/木/金/土/日 9時～17時	旧大山田 小学校	2人	那珂川町住民 約10名
⑤ 前条の活動に資する交流施設の運営及び出版事業	シェアハウス 運営	通年	大山田上郷	2人	NPO 会員 約50名
⑥ かわせみ珈琲店	事業予定なし	木/金/土 11時～3時30分	旧大山田 小学校	2～3人	那珂川町及び近隣市 町住民
⑦ ノンフェールステンドグラス工房	事業予定なし	月/水/木/金/土/日 10時～16時	旧大山田 小学校	2～4人	那珂川町及び近隣市 町住民 約10名
⑧ ノンフェール手仕事工房	事業予定なし	月/水/木/金/土/日 10時～16時	旧大山田 小学校	3人	那珂川町及び近隣市 町住民 約10名
⑨ 那須地人協会	事業予定なし	月/水/木/金/土/日 10時～16時	大山田上郷	2～3人	那珂川町及び近隣市 町住民
⑩ 工房 りすの家	事業予定なし	水/木/金/土/日 13時～17時30分	那珂川町 馬頭	5人	那珂川町及び近隣市 町住民

2023年度 活動計算書 2023年4月1日から2024年3月31日 予算案
 特定非営利活動法人 地域生活相互支援大山田ノンフェール・くらねえ (単位:円)

科目	2022年度予算	2022年度決算	増減額
I 経常収益			
1受取会費	218,000	0	-218,000
2受取寄付金	150,000	0	-150,000
3受取助成金	100,000	0	-100,000
4事業収益	8,940,000	0	-8,940,000
5その他収益	400,000	0	-400,000
経常収益計	9,808,000	0	-9,808,000
II 経常費用			
1事業費			
(1)事務費			
給与	5,160,000	0	-5,160,000
法定福利費	0	0	0
人件費計	5,160,000	0	-5,160,000
(2)その他経費			
車両関連費	240,000	0	240,000
消耗品費	300,000	0	300,000
通信費	600,000	0	600,000
光熱水費	300,000	0	300,000
建物賃料	480,000	0	480,000
維持費	200,000	0	200,000
材料費	350,000	0	350,000
種苗代	50,000	0	50,000
肥料代	20,000	0	20,000
修繕費	50,000	0	50,000
その他経費計	2,590,000	0	2,590,000
事業費計	7,750,000	0	7,750,000
2管理費			0
(1)事務費			0
事務所賃料	600,000	0	600,000
雑費	50,000	0	50,000
事務費計	650,000	0	650,000
(2)その他経費			0
食材費	330,000	0	330,000
建物維持費	133,000	0	133,000
長期借入返済金	0	0	0
一般借入返済金	500,000	0	500,000
費用弁償	360,000	0	360,000
法人税等	85,000	0	85,000
その他経費計	1,408,000	0	1,408,000
管理費計	2,058,000	0	2,058,000
経常費用計	9,808,000	0	9,808,000
当期経常増減額	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	0	0	0

2023年度 正味財産増減計算書(事業部門別予算案) 2023年4月1日 から 2024年3月31日
 特定非営利活動法人 地域生活相互支援 大山田ノブフェール・くらねえ

(単位:円)

科目	日中一時支援	計画相談	福祉相談	ステップハウス運営	かわせみ珈琲店	ステンドグラス工房	手仕事工房	那須地人協会	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益											
1 受取会費									218,000	0	218,000
正会員費									140,000		140,000
賛助会員費									78,000		78,000
2 受取寄付金									150,000		150,000
3 受取助成金									100,000		100,000
4 事業収益	1,880,000	300,000	2,700,000	0	1,000,000	2,000,000	530,000	530,000	8,940,000		8,940,000
5 その他収益									150,000		150,000
利用料									0		0
短期借入金									50,000		50,000
雑収入									200,000		200,000
りすの家									9,808,000	0	9,808,000
経常収益計	1,880,000	300,000	2,700,000	0	1,000,000	2,000,000	530,000	530,000	9,808,000	0	9,808,000
II 経常費用											
(1) 人件費											
給与	840,000	240,000	2,340,000	0		1,740,000			5,160,000		5,160,000
法定福利費									0		0
人件費計	840,000	240,000	2,340,000	0	0	1,740,000	0	0	5,160,000	0	5,160,000
(2) その他経費											
車両関連費	240,000								240,000		240,000
消耗品費	120,000								300,000		300,000
通信費	460,000		140,000		30,000	30,000	20,000	100,000	600,000		600,000
光熱水費	220,000								300,000		300,000
建物賃料									480,000		480,000
維持費							120,000		200,000		200,000
材料費						230,000			350,000		350,000
種苗代									50,000		50,000
肥料代									20,000		20,000
修繕費									50,000		50,000
事務所賃料									600,000	600,000	600,000
雑費									50,000	50,000	50,000
食料費									230,000	230,000	230,000
建物維持費									133,000	133,000	133,000
長期借入返済金									0	0	0
一般借入返済金									500,000	500,000	500,000
費用弁償									360,000	360,000	360,000
法人税等									85,000	85,000	85,000
その他経費計	1,040,000	0	140,000	790,000	130,000	260,000	140,000	220,000	2,690,000	1,958,000	4,648,000
経常費用計	1,880,000	240,000	2,480,000	790,000	130,000	2,000,000	140,000	220,000	7,850,000	1,958,000	9,808,000
当期計上増減額	0	60,000	220,000	-790,000	870,000	0	390,000	310,000	1,958,000	-1,958,000	0

2024年度 活動計算書 2024年4月1日から2025年3月31日 予算案
 特定非営利活動法人 地域生活相互支援大山田ノンフェール・くらねえ (単位:円)

科目	2022年度予算	2022年度決算	増減額
I 経常収益			
1受取会費	218,000	0	-218,000
2受取寄付金	150,000	0	-150,000
3受取助成金	100,000	0	-100,000
4事業収益	9,440,000	0	-9,440,000
5その他収益	400,000	0	-400,000
経常収益計	10,308,000	0	-10,308,000
II 経常費用			
1事業費			
(1)事務費			
給与	5,160,000	0	-5,160,000
法定福利費	0	0	0
人件費計	5,160,000	0	-5,160,000
(2)その他経費			
車両関連費	240,000	0	240,000
消耗品費	300,000	0	300,000
通信費	600,000	0	600,000
光熱水費	300,000	0	300,000
建物賃料	480,000	0	480,000
維持費	200,000	0	200,000
材料費	350,000	0	350,000
種苗代	50,000	0	50,000
肥料代	20,000	0	20,000
修繕費	50,000	0	50,000
その他経費計	2,590,000	0	2,590,000
事業費計	7,750,000	0	7,750,000
2管理費			0
(1)事務費			0
事務所賃料	600,000	0	600,000
雑費	50,000	0	50,000
事務費計	650,000	0	650,000
(2)その他経費			0
食材費	330,000	0	330,000
建物維持費	133,000	0	133,000
長期借入返済金	0	0	0
一般借入返済金	1,000,000	0	1,000,000
費用弁償	360,000	0	360,000
法人税等	85,000	0	85,000
その他経費計	1,908,000	0	1,908,000
管理費計	2,558,000	0	2,558,000
経常費用計	10,308,000	0	10,308,000
当期経常増減額	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	0	0	0

特定非営利活動法人 地域生活相互支援 大山田ノンフェール・くらねえ 2024年度 正味財産増減計算書(事業部門別予算案) 2024年4月1日 から 2025年3月31日

(単位:円)

科目	日中一時支援	計画相談	福祉相談	ステップハウス運営	かわせみ珈琲店	ステンドグラス工房	手仕事工房	那須地人協会	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益											
1受取会費									218,000	0	218,000
正会員費									140,000		140,000
賛助会員費									78,000		78,000
2受取寄付金									150,000		150,000
3受取助成金									100,000		100,000
4事業収益	1,880,000	300,000	2,700,000	0	1,200,000	2,300,000	530,000	530,000	9,440,000		9,440,000
5その他の収益									150,000		150,000
利用料									0		0
短期借入金									50,000		50,000
雑収入									200,000		200,000
りすの家									0		0
経常収益計	1,880,000	300,000	2,700,000	0	1,200,000	2,300,000	530,000	530,000	10,308,000	0	10,308,000
II 経常費用											
(1)人件費											
給与	840,000	240,000	2,340,000	0		1,740,000			5,160,000		5,160,000
法定福利費									0		0
人件費計	840,000	240,000	2,340,000	0	0	1,740,000	0	0	5,160,000	0	5,160,000
(2)その他経費											
車両関連費	240,000								240,000		240,000
消耗品費	120,000								300,000		300,000
通信費	460,000		140,000		30,000	30,000	20,000	100,000	600,000		600,000
光熱水費	220,000			110,000					300,000		300,000
建物賃料				480,000					480,000		480,000
維持費				200,000					200,000		200,000
材料費						230,000	120,000		350,000		350,000
種苗代								50,000	50,000		50,000
肥料代								20,000	20,000		20,000
修繕費								50,000	50,000		50,000
事務所賃料										600,000	600,000
雑費										50,000	50,000
食材費										230,000	230,000
建物維持費										133,000	133,000
長期借入返済金					100,000				100,000		100,000
一般借入返済金											0
費用弁償										1,000,000	1,000,000
法人税等										360,000	360,000
その他経費計	1,040,000	0	140,000	790,000	130,000	260,000	140,000	220,000	2,690,000	2,458,000	5,148,000
経常費用計	1,880,000	240,000	2,480,000	790,000	130,000	2,000,000	140,000	220,000	7,850,000	2,458,000	10,308,000
当期計上増減額	0	60,000	220,000	-790,000	1,070,000	300,000	390,000	310,000	2,458,000	-2,458,000	0